

議会運営委員会

日時 平成28年12月21日（水）午後1時30分～

場所 第3委員会室

1 12月定例会最終日（12月22日）の日程について

（1）会議予定

各常任委員会 ～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会 ～

議会運営委員会 ～ 会派会議 ～ 本会議 ～

わがまちトークの役割決定（全協室） ～ 広報部会、広聴部会 ～
広報広聴会議

（2）議事日程

諸報告（監査）

第1 第1号議案から第35号議案及び
請願について（委員長報告～表決）

第2 議第1号議案（討論、表決）

第3 議第2号議案及び議第3号議案（提案理由説明～表決）

第4 意見書案について（質疑、討論、表決）

第5 議員の派遣について（表決）

2 討論について

○通告期限 本日午後4時まで

3 議第2号議案及び議第3号議案について

（1）議案名

○議第2号議案「亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」

○議第3号議案「亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

<議案内容>

・議第2号議案 … 政策研究会、文書質問

・議第3号議案 … 常任委員の定数、任期満了前の改選等

（2）発議者 議会運営委員会委員長

（3）提案理由説明（議第2号議案、議第3号議案一括）【別紙№1】

○提案理由説明者

（4）議事の流れ 提案理由説明、質疑、討論 → 表決

【裏面に続く】

- 4 議会基本条例の検証及び見直しについて
 - (1) 議会運営委員会答申の決定
 - (2) 運用基準の改正について【別紙№2】
- 5 意見書案について
 - 2件【別紙№3、4】
 - 発議者の決定
- 6 議員の派遣について
 - 1月18日(水)市町村トップセミナー 正・副議長(京都市)
 - 1月30日(月)京都府市議会議長会 議長(宇治市)
- 7 3月定例会日程(案)について【別紙№5】
- 8 わがまちトークについて
 - わがまちトーク次回の日程・開催場所
 - ・千代川町自治会 1月14日(土)午後8時から(千代川町自治会館)
 - ・東本梅町自治会 1月17日(火)午後8時から(東本梅町ふれあいセンター)
 - ・畑野町自治会 1月18日(水)午後8時から(畑野町公民館)
 - ※役割決定(全協室)12月22日(木)本会議終了15分後(全員協議会室)
- 9 中学生議会について
- 10 その他
 - 明日の議会運営委員会

特別委員会終了後、議運事前 ～ **議会運営委員会**
 - 委員会の日程

総務文教常任委員会(月例)	1月23日(月)10時～
環境厚生常任委員会(月例)	1月12日(木)13時30分～
産業建設常任委員会(月例)	1月20日(金)10時～
京都スタジアム(仮称)検討特別委員会	1月13日(金)13時30分～

●提案理由説明

議第 2 号議案及び議第 3 号議案について提案理由説明を行います。

まず、議第 2 号議案、亀岡市議会基本条例の一部改正については、同条例第 2 4 条の規定に基づき、今年度、議会運営委員会におきまして「条例の検証及び見直しの検討」を行い、その結果に基づいて所要の改正を行うものであります。

主な改正内容については、

- ・ 議員の調査研究に係る活動形態の明確化を図る観点から、会派のほか、「政策研究会」を新たに位置付けること。
- ・ また、議会の調査機能を充実強化する観点から、「文書質問制度」に関して、議会の調査権に基づき「議会の意思」としてこれを行えるよう、実施主体等を改めるものです。

次に、議第 3 号議案、亀岡市議会委員会条例の一部改正については、議第 2 号議案の議会基本条例の検証・見直しの結果に関連して、委員会の機能強化等を図る観点から、常任委員の就任に関して、議長を除き議員は常任委員に就任するものとして、環境厚生常任委員会の委員定数を変更し、合わせて委員の任期満了前の改選規定を追加するなど、委員の選任等に関して所要の規定整備を図るものです。

全議員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

亀岡市議会基本条例運用基準 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
	2の2 政策研究会 条例第5条の2に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。 (1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。 ① 政策的条例案の策定に関すること。 ② 市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。 (2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。 (3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。 (4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。 (5) 政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。 (6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。 (7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。	(追加) H28.12.13 議運確認済

5 議会報告会等	5 議会報告会等	改正趣旨 H28.12.13 議運確認済
条例第7条に規定する議会報告会及び市民との意見交換の場は、次の各号により実施する。	条例第7条に規定する議会報告会及び市民との意見交換の場（以下「議会報告会等」という。）は、次の各号により実施する。	
(1) 広報広聴を所管する組織を設置し、その組織が運営主体となり、要綱を定めて実施する。	(1) 議会報告会等の開催は、広報広聴を所管する組織が運営主体となって、年間の実施計画を企画立案し、議会運営委員会の承認を得て実施するものとする。	
(2) 市民等の意見（市民からの審査経過等の説明の要請を含む）又は委員会等の発意により、次のフローに沿って実施する。（フロー図（略））	(2) 前号のほか、広報広聴を所管する組織は、市民等の意見（市民からの審査経過等の説明の要請を含む）又は委員会等の発意に応じて、所管する委員会等と連携し、市民との意見交換会等を次のフローに沿って実施するものとする。（フロー図（略））	
(3) 市民参加による意見交換の場は、「わがまちトーク」と称して実施する。	(3) 市民（市民団体等を含む）参加による意見交換の場は、「わがまちトーク」と称するものとする。	
(4) 前3号によるもののほか、委員会が所管事項調査のために他団体等と意見交換する場合は、「委員会の意見交換会」として、次のフローに沿って実施する。（フロー図（略））	(4) 前3号によるもののほか、委員会が所管事項調査のために他団体等と意見交換する場合は、「委員会の意見交換会」として、次のフローに沿って実施する。（フロー図（略））	
	(5) 議会報告会等において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。 ① 意見交換等は、市民の多様な意見を聴取することにより、議会活動に反映することを目的とするものであること。 ② 意見交換等においては、より多くの参加者が発言できるよう運営に配慮すること。 ③ 意見交換等においては、議会としての考え方や議論の経過に	

	ついて説明するよう努め、会派や議員個人としての見解を述べないこと。 ④ ただし、議員個人の考えを求められた場合や議員個人の見解を明らかにする必要がある場合には、議員個人として対応するものとするが、その場合においても、議会の構成員としての良識ある言動に努めること。 ⑤ 執行側の立場での説明、答弁等を行わないこと。 ⑥ 議会の立場で答えられない質問等については、その場において適切に対応すること。 ⑦ 質問者の質問、意見等に対して後日回答を求められた場合、その場における議員個人の判断による対応はしないこと。（所管委員会等で協議する必要等を踏まえること。） ⑥ 議会報告会等（(4)を除く）において聴取した意見は、速やかに広報広聴を所管する組織において整理のうえ、議会における当該意見等への対応方針（所管委員会への送付等）を決定し、その対応の状況・結果をまとめ、議長に報告するものとする。 ⑦ 議長は、その報告を踏まえ、適切に対処するものとする。（市長等への伝達、実施内容・意見対応の公開・回答等）	※速やかに処理する旨を追加
10 閉会中の文書質問	10 文書質問	H28.11.18
条例第10条の2に規定する閉会中の文書による質問は、次の各号に定めるところによる。	条例第10条の2に規定する文書による質問は、次の各号に定めるところによる。	議運確認済
	① 文書質問は、議会での議論に資するよう一定の事実関係を明確	

	にすることを目的として、議会意思によりこれを行う。
(1) 質問者は一般質問と同じ。	(2) 議会意思の決定は、次の場合における合意形成によることを基本とし、文書質問の提出は、議会運営委員会委員長又は各所管委員会の委員長が行う。 ① 議員発意により、議会運営委員会で協議、決定する。 ② 委員会の所管事項調査により行う場合、当該委員会で協議、決定する。
(2) 閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間に実施。	(3) 実施期間は、原則として閉会日の翌日から次定例会の開会日の2週間前までとする。ただし、緊急を要する事案等が生じた場合、会期中においても実施できるものとする。
(3) 各閉会期間中、1議員1回1項目（一般質問通告書の質問事項単位）のみ質問できる。	(4) 議員発意による場合、各閉会期間中、1議員1回1項目を限度とし、文書質問通告書様式を用いて議会運営委員会委員長に提出する。議会運営委員会委員長は、受理後速やかに会議を招集し、取扱いを協議する。
(4) 質問の範囲は一般質問と同じ。	(5) 前号の協議においては、議会意思として適当と判断するものについて実施を決定する。 なお、常任委員会又は特別委員会により取扱うことが適当と認められる場合は、所管委員会へ委任することができる。
	(6) 委員会の所管事項調査においては、委員会条例に基づく出席説明の要求等に対応することを原則とし、文書質問はそれによらない事由がある場合に取扱う。
(5) 一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。議長が適当と認めたものを市長に送付する。	(7) 文書質問書の送付及び回答は、議長を経て行う。

(6) 回答期限は2週間を基本とする。内容により延長可能、議長が決定する。	(8) 回答期限は2週間を基本とする。ただし、内容によっては延長可能とし、議長が決定する。	
(7) 質問及び回答の写しを議会図書室、HP及び市民情報コーナーで公開する。質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。	(9) 議長は、質問文書及び回答文書の写しをその都度各議員に配付するとともに、次の本会議の諸報告で報告を行う。	
(8) 運用基準等に定めるもの以外、議長が決定する。	(10) 運用基準に定めるもの以外、議長が決定する。	
(9) 議長において質問を認めない可能性があるものは次のとおり。 ①職員体制等の不足により調査回答が困難なもの ②議会内部に関すること、議会において決定したこと		
13 議員間の自由討議	13 議員間の自由討議	H28.11.18 議運確認済
条例第14条の規定による議員間の自由討議は、委員会において、付託された案件について討論の前に、委員又は委員長の発議により、会議に諮り実施するものとする。	条例第14条第2項の規定による議員間の自由討議は、次の各号により実施するものとする。	
	(1) 本項における自由討議は、議案に関して問題点や政策課題がある場合、それらを明らかにして議員間の共通理解を深め、意思形成を行うことを目的とし、委員会審査における「委員間討議」により行うものとする。	
	(2) 委員間討議は、委員会審査において、会議規則第98条に基づく審査順序中、付託された議案の質疑の後、討論の前に設定し、委員又は委員長の発議により会議に諮り、実施するものとする。	※過半数の合意 による表現を 削除
	(3) 前号の場合において、委員間討議を発議するときは、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。	

	(4) 委員間討議では論点を整理して、論点ごとに合意できる点がないか討議する。
	(5) 市長等は、討議には加わらないものとする。
	(6) 審査する委員会において必要がある場合は、委員間討議の実施、方法等についてあらかじめ協議し、運用するものとする。

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙の バリアフリー実現を求める意見書（案）

近年、高齢化社会の進行に伴い老人性難聴者が増加している状況にあります。

70歳以上の約5割以上が難聴者だとも言われており、従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約600万人の難聴者がおられると言われています。

こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法並びに関係法令では、政見放送での字幕の挿入や個人演説会での手話と要約筆記が保障されていないのが現状です。

2014年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条においても、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段と定義されており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められます。

こうした観点から、公職選挙においても、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会における手話や要約筆記も選挙活動と解すべきでなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えるべきであります。併せて、手話通訳者や要約筆記者の活躍の場を増やし、従事者を増やすことが、聴覚障害者の社会参加の広がりにもつながります。

よって国におかれては、下記の事項を実施できるよう、公職選挙法並びに関係法令を速やかに改正されることを要望します。

記

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 西口 純生

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議員 西口 純生

平成29年3月亀岡市議会定例会日程（案）

会期：29日間

日	曜日	会 議 等	備 考
17	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
18	土		
19	日		
20	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
21	火		
22	水		議員団研修（午後）
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月	定例会開会 ＜一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00＞	
28	火		
3/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	一般質問（代表）	
8	水	一般質問（個人）、議運 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	幹事会
9	木	一般質問（個人）	
10	金	一般質問（個人）予備日、本会議（追加議案提案）※ 予算特別委員会※、3常任委員会 ＜討論通告期限：委員会終了時＞	
11	土		
12	日		
13	月	3常任委員会、議運 本会議（補正予算採決）、3常任委員会	幹事会、会派会議
14	火	予算特別委員会①	
15	水	予算特別委員会②	
16	木	予算特別委員会③	
17	金	予算特別委員会④	
18	土		
19	日		
20	月休	春分の日	
21	火	予算特別委員会⑤	
22	水	予算特別委員会⑥	
23	木	委員会予備日	
24	金	議運＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
25	土		
26	日		
27	月	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

※一般質問が3日間の場合：9日（木）一般質問終了後、本会議（追加議案提案）及び予算特別委員会